



© WWF/Volker KESS

TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN NEWSLETTER

トラフィックがめざすこと - ネットワーク新4年計画(2005-2008)策定 - 2

特集: ジャカルタで木材取引に関するワークショップを開催 3
- 貿易統計のくい違いの改善に向けて -

自然保護と地域社会の発展とをむすぶワシントン条約 8
- 第13回ワシントン条約締約国会議の結果報告 -

象牙から見えてくる、日本とアフリカゾウ保護の関係3 13
- 象牙の国内取引の課題と改善策 -

違法取引 14
ハナムグリの不正輸入 - 植物防疫法施行以来初の摘発 -
象牙の印材密輸で有罪判決

What's Hot Now 世界の自然保護ニュース 15
第3回国際自然保護連合 (IUCN) 総会
自然資源の管理における「予防原則」とはなにか考える

トラフィックイーストアジアジャパン通信 16

TRAFFIC とは 16

IUCN
The World Conservation Union



TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN

2005年7月31日
VOL.21 No.1

トラフィックがめざすこと

-ネットワーク新4年計画(2005-2008)策定-

人間が健康で文化的な生活をおくるうえで、多様な生物の恩恵が受けられる自然環境がなくてはならない。人々の生活の基盤は生態系の維持に依存している。しかし、ときには人間の利用が生態系に悪影響をもたらし、結果的に生態系の破壊が貧困や飢餓をひきおこす。

2000年に国際連合は、21世紀の国際社会の目標として国連ミレニアム宣言を採択した。ミレニアム宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とよい統治などを課題として掲げ、明確な目標を設定した。さらに、2002年に南アフリカで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」では、貧困削減、生産・消費形態の変更、および経済・社会開発のための天然資源の保護管理が、持続可能な開発の目的であり、かつ不可欠なことであると確認された。

トラフィックは1975年以来「野生の動植物の取引が自然に害を及ぼさないよう支援する」ことを使命としてきた。これまでに多岐にわたる課題に取り組んできたが、21世紀初頭にあたり、国際社会が解決すべき課題に貢献していくことを再確認した。また、2004年に外部から評価を受けて活動の見直しをおこなった。その結果、主要な課題を絞り込み、2004年7月から2008年6月までの目標を設定した。この新4年計画は、WWFとIUCNの方針や中長期計画にもとづいている(図1)。

これらを受けて、以下の4つの課題に分類した。

取引傾向の警鐘 Early warning

野生動植物の取引の傾向や問題を早期に発見し、注意を促す。

取引と希少種の保護 Flagship species

存続が脅かされている種について取引がもたらすリスクを示し、取引が種の存続を脅かさない

よう解決策を示す。

取引と資源の確保 Resource security

適切な取引の方法の確立を支援し、動植物を継続的に利用できるように確保する。

取引とホットスポット Wildlife trade hotspots

取引の中心や経路となる地域に焦点をあてて、種・資源・生態域(エコリージョン)を脅かす取引を減らす。

日本で実行すること

日本は世界でも有数の野生生物の消費国である。それをふまえたうえで、前述のトラフィックネットワークの新4年計画にもとづいて、日本で実行すべき課題を設定した。

日本の消費が世界の水産物や林産物、薬用植物に与える影響は大きい。そのためトラフィックイーストアジアジャパンの取り組む課題として、まず、私たちの生活に不可欠な水産物や林産物などの資源確保に重点をおく。

さらに日本は、ゾウの牙やウミガメの甲らを伝統的に利用しており、その消費がゾウやウミガメに与える影響が懸念されている。

これらの課題を、客観的な情報の提供、法規制の促進とともに生物資源としての経済的価値を理解しながら、実行していく。

各プロジェクト共通に実行する方法は以下のとおりである。

- 消費者の選択など、利害関係者の行動が変化するよう支援する。 あやしいものを買ってはいけない
- 消費国と生息国の関係をつねに意識し、生息国との連携を強化する。 ルーツをたどれ
ワイルドライフ
- 持続可能な利用、貧困の削減、生活安定とのつながりを意識した提案をおこなう。 選ぶこと、それは消費者最強の武器である

図1 各組織の中期目標と関係

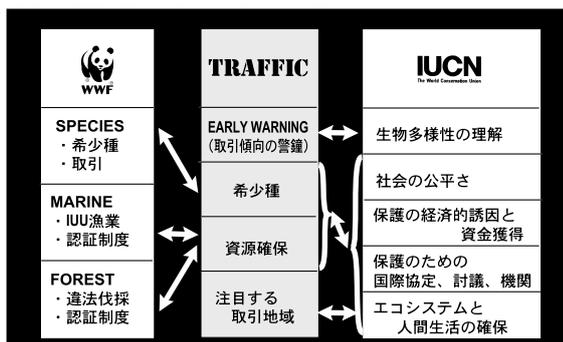
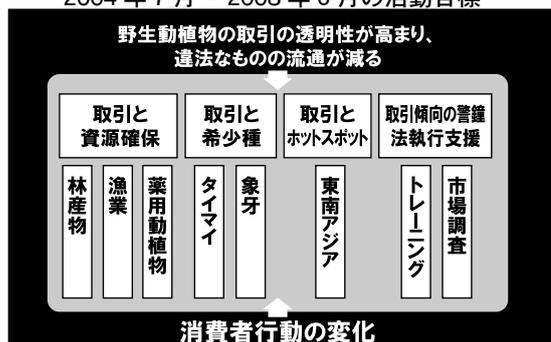


図2 トラフィックイーストアジアジャパンの2004年7月～2008年6月の活動目標



ジャカルタで木材取引に関するワークショップを開催

—貿易統計のくい違いの改善に向けて—

利用するならモニターしよう。モニターなくして持続可能な取引なし。輸入国と輸出国、それぞれの貿易統計を比較するとその数値が大きく異なっている場合がある。この理由を明らかにすることは、取引の経路にある問題や、書類の不備といった、違法な取引の原因を解明する糸口に他ならない。木材の違法伐採および違法取引を減らすためには、各国がまとめている貿易統計を、取引をモニターするツールとして信頼できるものにすべきである。トラフィックイーストアジアジャパンは本年5月、インドネシアのジャカルタにて木材取引に関するワークショップ「インドネシアと日本の木材取引統計のくい違いに関するワークショップ」を開催した。これは2004年度経団連自然保護基金から資金助成を得て実現したものである。このワークショップには、取引統計、木材取引、税関・物品税、インドネシア森林省の保護/CITES部門、中央統計局（BPS）、在インドネシア日本大使館、トラフィックインターナショナル、トラフィックサウスイーストアジア、トラフィックイーストアジアジャパン、そしてASEAN事務局が出席した。なお日本ではすでに、昨年12月のワークショップにて、このくい違いについて問題を提起している（トラフィックジャパン・ニューズレターVol.20 No.3参照）。

今回のワークショップの目的は以下の3点である。

- 1 輸出国と輸入国の間で起こっている木材取引の統計数値のくい違いに関して、なぜ、どのようにして起こるのかという観点から理解を深める。
- 2 政府間、税関および統計の各部門の関係者の間に、この問題についての意識を高めると同時に、解決に向けて協力と進展を促す。

- 3 問題の解決にむけての施行をインドネシア、日本、および国際社会に促し、今後の活動計画の策定に賛同する。

木材取引に関する貿易統計において、輸出国が報告する輸出量と、輸入国が報告する輸入量のくい違いの問題は、これまでITTO（国際熱帯木材機関）やAFP（アジア森林パートナーシップ）などで指摘されている。しかしその対策は、ITTOによる国別の現状をまとめる報告書の作成にとどまっている。また、ITTOでは、税関職員への研修の必要性などが議論されている。トラフィックはこの問題を改善するための第一段階として、インドネシアと日本において輸出入の過程を調査した（7ページ参照）。これは輸出国と輸入国の二国間におけるはじめての調査となった。この調査結果をもとに、ジャカルタでワークショップを開催した。このワークショップの結果、12の国際社会への提言と、5のインドネシアへの提言がまとめられた。このワークショップの内容および提言は、8月に開催されるASEAN ASOF（ASEAN Senior Officer of Forestry）の会議にて報告され、トラフィックがおこなったのと同様の二国間の調査など、くい違い是正のための取り組みがASEANの活動として引き継がれる予定である。



©TRAFFIC East Asia-Japan



©TRAFFIC East Asia-Japan

インドネシアで開かれたワークショップの様子

1. ワークショップ概要

開会挨拶

Adi Susmianto 氏

(Director for Biodiversity Conservation,
Directorate-General of Forest Protection and Natural
Conservation, Ministry of Forestry of Indonesia)

James Compton 氏

(Director, TRAFFIC Southeast Asia)

発表1「森林製品取引データのくい違い」

Chrystanto 氏

(Information and Statistics, Ministry of Forestry of
Indonesia)

発表2「木材輸出の通関手続き」

Budi Winanto 氏

(Directorate-General of Customs and Excise of
Indonesia (under Ministry of Finance of Indonesia))

発表3「インドネシアの木材取引統計と情報の手順」

Jantes Simbolon 氏

(Directorate of Trade Statistics, Bureau for Central
Statistics (BPS) of Indonesia)

発表4「日本の税関の取引統計収集の手続きと過程」

石原明子

(Snior Programme Officer, TRAFFIC East
Asia-Japan)

発表5「木材製品取引の統計のくい違い」

Njoto Suhardjojo 氏

(BRIKK (Indonesian Forest Products Revitalization
Body))

発表6「インドネシアと日本の木材取引のくい違い -税関と統計：ひとつの可能性の原因と影響-」

Chen Hin Keong 氏

(Senior Forest Trade Advisor, TRAFFIC
Southeast Asia)

発表後、質疑応答がおこなわれ、最後に結論と提案について議論された。また空き時間に、ASEANとしての木材の貿易統計のくい違いに関する今後の活動についての会議が関係者の間で開かれた。

2. ワークショップの結論

インドネシアと日本の統計の基礎になるデータは、基本的には両国とも税関に提出する輸出入申告書であり、データを集積するシステムに大きな

違いはない。両国とも、データは税関書類をもとにして電子ファイル化されており、不正やエラーは少ないと考えられる。また、統計数値はこれら税関書類で申告されたものを使用するなど、日本とインドネシアとの類似点がある。

一方、貿易結果について、輸出国税関と輸入国税関が情報交換することは通常ない。また、世界税関機構(WCO)はHSコードのように貿易統計の一定の基準を設定しているが、国によって各コードの定義が異なったり、9桁のうちの下3桁は国内で設定することなどから、国ごとの相違が起りうる。さらに木材の場合は、貿易量が大いいため、すべてを相互比較することはむずかしい。しかもインドネシアの場合は、さまざまな書類が国内で使用されているため、これらに記録されている木材量が異なることも考えられ、そこから輸出申告書に記載される量にくい違いが生じる可能性もある。このため、くい違いが生じるのは国際間の取引の時とは限らない。

両国の木材の貿易統計は、輸出入申告書以外の書類の数値は反映されていないものの、インドネシアでは、貿易統計以外のさまざまなタイプの統計が独自の書類から発行されている。これらの統計は、税関書類をもとにした公式輸出入統計を反映させるべきものである。

→ 6 ページに続く

HSコードとは

HSコードとは関税定率法により貨物を輸入する際の分類に用いるコードのことである。1988年に発効した、通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する条約」にもとづいている。主要な貿易国は、このコードにより貿易対象品目を分類している。初めの6桁は世界共通で、第7桁から第10桁の使い方はそれぞれの国によって異なる。

輸出と輸入統計の違いが生じる11の要因

1. 年度の違い
2. 申告される価格の違い
3. 輸出と輸入の時間差
4. 日付間違い
5. 木材製品の単位と換算係数
6. 丸太輸入量の検量方法の相違
7. 混載木材貨物
8. HSコードの相違
9. 製品の形態、特徴、等級の明細間違い
10. 不正インボイス
11. 密輸

ワークショップから国際社会への提案

1. この調査を他国間にもあてはめて、違法伐採と関連づける必要がある。

－この結果を、木材取引の貿易統計にくい違いがある国々の事例に反映させる。インドネシアの木材貿易の全体をみると、これらの相違は一部の国々の間でのみ生じている。それを分析することによって、相違の要因を特定する手助けとなるはずである。木材積荷のサンプルを事例として、インドネシアから輸入国への流れを追い、統計に影響するものを特定する調査がさらに必要である。

2. インドネシアで合法である税関輸出申告書フォームを、輸入国である日本の税関がよく知り、確認すべきである。

－輸出入についての税関申告書は、他の書類と違ってかわるべきではなく、貨物の証明を補足するために提出されるべきである。

3. 輸出国と輸入国の税関申告書フォームは、標準書類としてセットで利用されるべきである。

－インボイス、積荷目録、明細書、または量、価格、種など税関が求める内容を記載した書類と組み合わせで利用されることが望ましい。

4. 両国の統計は、HS コードにもとづいて同じカテゴリーを使うこと。

－現在使われている9桁ではなく、通常の取引の統計は4または6桁を使うこと。下3桁の違いを二国間で改善すべきである。

5. 輸出国が特定の製品を輸出禁止にした場合、輸入国でも同じ方針にした方が効果的である。

－例えば、インドネシアの丸太、製材の輸出禁止措

置は、税関が執行する前に、取引相手国との相互協定にした方が有効である。このような相互協定を策定するには、木材取引の問題がなにか二国間で十分話し合うことが必要である。

6. HS コードにもとづいて、各製品の単位を標準化させるべきである。

－この標準化はFAOとITTOの協力で進められるものである。

7. 国内や二国間で利用されている製品の定義を標準化するべきである。

8. 計量の換算係数は世界共通にすること。

－この標準化はFAOとITTOの協力で進められるべきである。

9. 自由貿易特区を含む中継地についてのさらなる調査が必要である。

－自由貿易特区が経済発展を支援し、中継地が合法であることは理解する。しかしこれらは問題を起こす一因であり、統計や密輸にどのような影響を及ぼしているか情報が不足している。

11. インボイス、明細書、他の書類が簡単に偽造されることを示すさらなる調査が必要である。

－これにより、積荷書類による広域な管理が可能になる。

12. ITTO/FAOの国際ワークショップであるInternational Experts meetings on Transportation of Timberが2006年に開催されるが、ASEANはこの会議に出席すべきである。

ワークショップからインドネシアへの提案

1. 木材貿易統計は、森林省のInventory and Forest Statisticがまとめるべきである。

－インドネシアが統計の集積方法を統一することは、国内および国際的に必要である。インドネシアでは、BPSによってまとめられた公式統計に加えて、さまざまな機関がさまざまな統計を出している。

2. 税関による積荷の検査がおこなえるように、法律を改正すべきである。

－インドネシアの税関が積荷を検査することは、特別な場合を除いて認められていない。

3. 国内の島間の取引における税関の権限についての法律を変えるべきである。

－税関は島間の取引についての積荷を検査する権限をもっていない。積荷のなかには国内取引だけではなく近隣国へ運ばれる国際取引にあたるものもある。

4. インドネシアの木材の輸出者については許可制にし、輸入国の税関にその輸出者のリストをわたす。

5. 木材取引の管理を改善し、輸出国から輸入国への取引経路をたどることで、木材取引の統計の相違を減らす努力をすべきである。

■ インドネシアの輸出報告システム ■

インドネシアでは、木材を輸出するときに右記の書類を税関に提出する必要がある。輸出者は輸出申告書をオンラインで入力し、税関に提出する。インドネシアの税関ではこの書類の情報にもとづき輸出統計を作成している。税関が輸出を承認した後、輸出申告書のコピーは中央統計局などの関連部署に送られる。森林省や通商産業省など他の省庁は、中央統計局やインドネシア中央銀行のデータを使用する。例えば、ITTO は、加盟国に配布する木材取引アンケートから世界の木材取引状況の検証と査定をおこなっているが、インドネシアからの数値はこの中央統計局や森林省から得たものである。

SK-SHH は森林の特許使用料が丸太、用材、合板に支払われていることを示すもので、現在では合板に必要である。さらに 2003 年には、森林基盤産業再生機構 (BRIK) の承認を受けることが必要となった。しかし、BRIK は現物検査をおこなっていない。

輸出者や代行者は、さまざまな書類 (右記参照) を港湾局に提出しなければならないものの、税関ではこれらの書類を確認していない。輸出許可書は港湾局に送られるが、税関と港湾局は輸出関連書類の相互確認がおこな

われるわけではなく、独自の目的に応じて書類を検査するだけである。また、インドネシアの税関では、特別な理由がないかぎり積荷の検査はできないことになっており、疑わしい場合以外は輸出品の検査をすることはない。

木材を輸出する時に必要な提出書類

1. SH-SHH (Surat Keterangan Sahnya Hasil Hutan) Forestry Legality Document
2. BRIK (Badan Revitalisasi Industri Kehutanan) Endorsement Document
3. ETPIK Endorsement Document
4. Customs Export Declaration Form (PEB/Pemberitahuan Ekspor Barang)
5. Shipping manifest
6. Letter of indemnity
7. Bill of Landing (B/L)
8. Delivery Order (D/O)
9. Shipping permit
10. Mate's Receipt/Dock Receipt
11. Receipts for Forest Products Royalty
12. Reforestation Fee
13. Export Tax
14. CITES Export Permit

■ 日本の輸入手続きとデータ集積 ■

日本の木材の輸入手続は、Sea-NACCS (海上貨物通関処理システム) と通関士に負うところが大きい。日本の税関は、ほとんどの輸出入の申告を NACCS を使っておこなう。NACCS は税関と、仲介業者、船会社、倉庫会社、コンテナ会社、銀行などが輸出入通関に利用しているシステムである。Sea-NACCS は海上貨物の 96% に利用されている。これらは通常、国家資格である通関士がデータの確認、入力をおこなう。

通関士は、輸入申告に必要な書類や情報を集める。輸入申告書の作成には、インボイス (送り状)、船荷証券、梱包明細書などの書類が必要である。場合によっては、原産地証明書、輸入割当証明書、輸入許可書などが必要である。また、丸太の場合、木材検査会社が積荷の計量などをおこない、検量証明書を発行する。このような会社は日本政府によって認可されており、政府が確認した

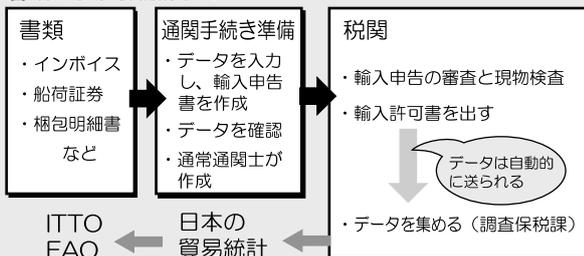
計量法に従っている。さらに、植物防疫法にもとづき、輸出国の植物検疫機関が発行する検査証明書なども必要である。

次にデータを Sea-NACCS に入力するが、このとき通関士は、日本の HS コードに従って木材製品を分類していく。HS コードや輸入量など、ほとんどの統計上の重要なデータは通関士によって確認のうえ入力される。

税関では、申告が正しいことを確認し、関税と消費税が支払われたことを確認してから輸入を許可する。積荷の現物検査をする場合もある。

輸入申告に必要な書類をそろえるところから、税関でその輸入が許可されるところまでの手順は左下のとおりである。ちなみに、輸入申告書以外は電子ファイル化されていない。

書類から取引統計まで



Sea-NACCS の運用の様子



自然保護と地域社会の発展とをむすぶワシントン条約

第13回ワシントン条約締約国会議の結果報告



左から ©WWF/Fritz POLKING、©WWF-Canon / Alain COMPOST、©WWF-Canon / Martin HARVEY、©TRAFFIC Southeast Asia、©WWF-Canon / WWF-Hong Kong/Cindy Cheng

2004年10月2～14日、タイのバンコクで第13回ワシントン条約締約国会議が開催された。東南アジアで開催されるのは初めての締約国会議であり、会議には政府代表732人と国際機関やNGOなど339人のオブザーバーが出席した。今回の会議では、50の附属書改正提案と65の議題が検討された。ここでは、このなかから主な議題と経緯をまとめる。

会議の開催にあたり、国連環境計画（UNEP）事務局長は、ワシントン条約は自然保護と経済発展をつなぐ機能があり重要である、と述べた。また、会期中に、東南アジア諸国連合（ASEAN）10カ国が、法制度の整備、法執行を強化、違法取引の削減などの課題への積極的な取り組みを宣言した。さらに2005-2010年の地域行動計画を策定することも決定した。

1. 条約の方針についての討議

他機関との協力

欧州連合（EU）とケニアは議題「ワシントン条約と生物多様性条約（CBD）の施行におけるよ

り大きな相乗効果の達成」を提出した。これは、2004年4月にTRAFFIC、IUCN、ドイツ連邦政府などの主催で開催された、ワシントン条約とCBDの協働に関する会議の結果をもとにしている。米国（ワシントン条約締約国ではあるがCBDの締約国ではない2カ国のうちのひとつ）は懸念を表明したが、会議で検討ののち改定案が採択された（決定13.2、13.3、13.4、13.5）。これらの決定は、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）で話し合われた2010年の目標のひとつである「持続可能な利用、生態系アプローチとアクセス、利益の共有」に貢献することにつながる。

ナミビアは議題「持続可能な利用原則とガイドライン」を提出した。これは、2004年の第7回生物多様性条約会議で「生物多様性の持続可能な利用に関するアジスアベバ原則並びにガイドライン」が採択されたことを受けて、ワシントン条約でもこの原則を共有するよう提案したものである。この議題には、決議案「アジスアベバ原則とガイドライン：生物多様性の持続可能な利用」が含ま

会議の進行

会議は2つのテーマに分かれて進行する。ひとつは条約の施行を改善するための議題、もうひとつは附属書改正の提案検討である。

条約施行改善については、討議後、決議や決定として全締約国が実施すべき内容が決まる。また、附属書改正提案は討議の後、採決し、投票国の3分の2以上の多数があれば採択される。



附属書改正提案について

さまざまな種を附属書に掲載するにあたっては、附属書掲載基準がある（決議9.24）。附属書IやIIに掲載する際は、生物学的基準と取引上の基準を満たさなければならない。

締約国会議で議論になるのは、附属書IとIIの間をどう判断するかである。附属書の掲載を変更することが決定できない場合は、輸出割当によって取引量を調整する措置がとられることがある。



注：今会議で採択された決議（和訳）については、<http://www.trafficj.org/aboutcities/cop13restop.htm> を参照



れていた。話し合いでは、「アジスアベバ原則とガイドライン」がワシントン条約でも通用するかどうか確認するために、さらなる分析が必要だとする国々があり、ナミビアは修正決議案を提出した。採決の結果、賛成 78、反対 6、棄権 10 で採択された（決議 13.2）。さらに、動物委員会と植物委員会に対して、事例を研究分析して第 14 回締約国会議で報告するよう求める決定が採択された（決定 13.6、13.7）。ニュージーランドと米国は、締約国が十分な検討をおこなわずに「アジスアベバ原則とガイドライン」をワシントン条約に導入することについて懸念を表明した。

日本は、議題「国連食糧農業機関 (FAO) との協力」を提出した。これは、ワシントン条約と FAO との間の覚書作成を促すものである。提出した背景には、常設委員会に対して FAO と覚書作成を進めるよう求めた決定 12.7 が有効期限切れとなっていたことがある。覚書作成のための作業部会がその任務をまだ果たしていなかったため、この議題についてさらなる議論は後の常設委員会まで延期されることが決定した。同時に、常設委員会と FAO が覚書草案作りについての話し合いを継続することが合意された（決定 12.7 (CoP13 で改正)）。

経済的誘因と貿易政策

事務局は、前回の締約国会議で採択された決定 12.22 に沿って、「経済的誘因と貿易政策」(Doc13, ver.1) を提出した。事務局は、条約のよりよい施行をめざした経済的手段を考えるため、4 つの新しい決定案を提出した。2 つの決定案は、社会経済および保全上の利益と費用の観点から条約対象種の取引について分析し、締約国の貿易政策の見直しをおこなうものである。ニュージーランドはワシントン条約の範囲を超えていると懸念を表明したが、決定案は採択された（決定 13.74、13.75）。3 番目の決定案は、持続可能な貿易を推奨するための経済的手段について 2 つのワークショップを開催するよう事務局に指示するものだった。EU は、第 53 回常設委員会に締約国や関係機関を招き、経済的誘因についての情報を提供する決定案を提出し、うちひとつのワークショップについて採択された（決定 13.76）。4 番目の決定案は経済的誘因と持続可能な管理について CBD やその他機関との協力することであり、決定案は採択された（決定 13.77）。

2. 条約の解釈と施行についての討議

海からの持ち込み

ワシントン条約の条文第 3、4 条には「海からの持ち込み」の記載がある。米国は、海からの持ち込みの場合、許可書をどこが発行するかについて決議 12.3 「許可書および証明書」に一節を追加するよう提案した。このなかには条約の条文にある「どの国家の管理下にもない海洋環境において」という語句の定義を規定する決議案があった。また、附属書 II 掲載種の標本の海からの持ち込みが種の存続に有害であるかどうかについて、もっとも精確な科学的アドバイスを取得するよう科学当局に求めていた。日本とセントルシアは、法的かつ技術的に施行がむずかしいことを理由に決議案に反対した。オーストラリアは国連海洋法条約 (UNCLOS) で使用されているものと異なる定義の使用に反対した。検討の結果、もっと多くの議論が必要という理由で米国は提案を撤回した。一方、「海からの持ち込み」に関する修正決定案は、賛成 50、反対 22、棄権 17 で採択された（決定 13.18、13.19）。これらの決定は、常設委員会が、締約国、FAO、世界税関機構、関係機関などの代表者による「海からの持ち込み」についてのワークショップを開催することを指示している。さらに常設委員会に対して第 14 回ワシントン条約締約国会議で検討するディスカッションペーパーと決議案を準備するよう指示した。



©WWF-Canon / Hélène PETIT

附属書 I および II の改正基準

動物委員会は、植物委員会とともに作成した決議 9.24 (CoP12 で改正) 「附属書 I および II の改正基準」の修正案を提出し、採択を求めた。この修正決議案は、附属書 I への掲載の条件のひとつに生息地の減少を追加し、附属書 II の掲載種とする条件のひとつに、危機的状況を防ぐための規制の必要性を付記した、また、より高次分類群の掲載の検討事項を加え、「種」「取引により影響を受ける」「衰退」「脆弱性」などの用語の新たな定義を加え、附属書を修正する提案書式の新たな説明を記載した。この話し合いはすでに十分な議論と適切な経緯を経たものとして、決議の修正案は採択された（決議 9.24 (Cop13 で改正)）。



3. 種についての検討

クジラ

日本は「ワシントン条約におけるクジラの個体数に関する附属書掲載と国際捕鯨委員会 (IWC) との関係」を提出した。これは IWC に改定管理制度 (RMS) の完成と施行を求める決議案であった。日本は事務局からのコメントに従って決議案を修正した。ノルウェーは IWC に代わって RMS の進捗状況を報告し、2005 年に採択可能な施策の草案と技術的な知識を整備する段階にあると述べた。日本の修正決議案の採択は日本の要請に応じ秘密投票となった。その結果、賛成 57、反対 63、棄権 13 で、決議案は否決された。

また、日本はミンククジラ *Balaenoptera Acutorostrata* のオホーツク海・西太平洋系群、北東大西洋系群および北大西洋中央部系群を附属書 I から II に格下げするよう提案した。ギニア、ナミビア、カタール、セントルシア、そしてデンマーク代表団のなかのグリーンランド代表はこの提案に賛成したが、オーストラリア、ブラジル、グルジア、米国そして EU はこれに反対した。これは秘密投票で、賛成 55、反対 67、棄権 14 で否決された。日本は、最後の全員参加の全体会議において再度この提案についての議論の再開を求めたが、賛成 28、反対 67、棄権 18 で議論の再開が棄却された。

アフリカゾウ

締約国会議に先立ち、9月28日～30日、アフリカゾウ *Loxodonta africana* の生息国会議がバンコクで開催された。第6回を迎えたこの会議には、アフリカゾウの生息国 37 カ国中 28 カ国が参加した。この会議で、活動計画、無規制な国内取引の大陸レベルでの改善、南部アフリカの皮取引の提案を認めること、が合意された。

常設委員会は、決議 10.10 (Cop12 で改正) で定めた消費国の国内法について、改善のための実施内容を見直した。事務局はアフリカゾウの象牙取引を管理するための行動計画を提案し、この行動計画は採択された (決定 13.26)。この計画では、アフリカゾウ生息国は無規制な国内販売をやめること、法執行や国境沿いの監視などを強化することなどがあげられている。

ゾウ取引情報システム (ETIS) についてはトラフィックから、ゾウ違法捕殺監視システム (MIKE)

については実務担当者から、それぞれ現状と情報の分析が報告された (トラフィックジャパン・ニュースレター Vol.20 No.3 参照)。

ケニアは決議案「違法象牙取引と国内市場の管理」を提出した。これは決議 10.10 の付則 2 の修正を含んでいた。ケニアの意図は、象牙取引のモラトリアムを継続することであった。しかし生息国会議でも、この案は行動計画と矛盾することから合意に達しなかった。締約国会議での採択の結果、否決された。

ナミビアは、自国のアフリカゾウ個体群 (附属書 II) について注釈の修正を提案した。これは、象牙の年間輸出割当 2,000kg、商業目的のエキパという加工象牙製品、商業目的のゾウ皮革・毛製品の取引を求めたものである。これらは別々に議論されることになり、まず、ゾウ皮革・毛製品は認められた。次に、輸出割当については、賛成 35、反対 54、棄権 23 で否決された。さらにエキパの取引についても否決された。しかし、最終日の全体会議で、ナミビアはエキパを非商業目的で取引する修正案を出した。秘密投票の結果、賛成 71、反対 23、棄権 35 で可決された。

サメ

動物委員会が提出した「サメの保護と管理」は、サメの保護と管理のため FAO 国際行動計画 (IPOA-Sharks) の施行を監視すること、および施行を推奨するよう FAO に促すことを内容としていた。動物委員会の委員長は、決議 12.6「サメの保護と管理」を施行するためにはさらなる活動が必要であると述べた。動物委員会のサメ部会長は、IPOA-Sharks の施行の遅れを指摘し、ワシントン条約と漁業管理団体とが協力することを強調した。

さらに、2005 年にサメについての技術的ワークショップを計画する決定案が提出された。カナダ、ギニア、アイスランド、インドネシア、日本、ノルウェーは、FAO や他の漁業機関と重複する、ワシントン条約の範囲を超える、予算をさらに圧迫する、などさまざまな観点から決定案に反対した。米国は決定案の実用性に疑問をもち、代替案を提案した。作業部会を設置するなどして議論を進めた結果、サメ取引の見直しを動物委員会に指示した決定案は採択された (決定 13.43)。さらに締約国が FAO に対して、IPOA-Sharks の見直しも含めたワークショップを開催するよう求めた修正決定案が採択された (決定 13.42)。



ホオジロザメ *Carcharodon Carcharias* を附属書 II に掲載する提案はオーストラリアとマダガスカルによって提出された。ブラジル、エクアドル、EU、ケニア、タイ、ウルグアイは支持した。しかし日本をはじめ他の締約国は、管理はFAOや地域の漁業機関が検討するべきとして、この提案に反対した。FAOは判断する情報が不十分であると述べ、IUCNは、この種がますます希少になっていること、また、個体数の減少が部分的には取引に原因があることを一部のデータが示していると指摘した。日本の要請で秘密投票がおこなわれた結果、提案は賛成 87、反対 34、棄権 9 で可決された。

メガネモチノウオ

フィジー・EU・米国は共同で、メガネモチノウオ *Cheilinus undulatis* を附属書 II に掲載する提案を出した。アイスランド、インドネシア、ケニア、ノルウェーおよびパラオが支持した。またFAOは、さまざまな情報からこの種が附属書 II の掲載基準を満たしているとした。中国とセイシェルが提案に反対した。中国は、海から持ち込まれる標本の取引規制は困難だと強調した。議論の結果、提案は全会一致で採択された。

フーディア属

植物のフーディア属 *Hoodia* spp. を附属書 II に掲載する提案は、ボツワナ、ナミビア、南アフリカが共同で提出した。ただし、当該国の条約管理当局との協力のもとで収穫・生産されたと表示された部分や派生物については対象外とする注釈をつけている。争点となったのは、この注釈部分であった。注釈部分を検討する作業部会が設置されたが、十分な見直しができなかった。このため、提案は原案のまま再提出され、次回締約国会議で新たな注釈の提出を目指すこととした。採決の結果は、賛成 49、反対 10、棄権 42 で可決された。

ラン科

ラン科 *Orchidaceae* の注釈についての提案は、タイとスイスが個別に提出した。対象範囲やアプローチは違うものの、各提案とも附属書 II に掲載された種から人工交配種の一定条件下の取引についてはワシントン条約の対象からはずす、という内容である。ラテンアメリカ諸国の一部は、そのような例外を認めれば、原種の違法取引を増加させるとの懸念を示した。作業部会が設置されたが合

意に至らなかったため、提案は個別に検討された。

タイが提案の修正をおこない、カトレア属 *Cattleya*、シプリペディウム属 *Cypripedium*、ミルトニア属 *Miltonia*、オドントグロッサム属 *Odontoglossum*、オンシジウム属 *Oncidium*、パフィオペディウム属 *Paphiopedilum*、フラグミペディウム属 *Phragmipedium* およびセレンペディウム属 *Selenipedium* を除外した。ラテンアメリカの懸念や、附属書 I 掲載種の交配種の取引への懸念を配慮したものだ。修正案では、容器 1 個あたりの標本の最低個数、個々の交配種の株数を明記することとした。採決の結果、賛成 60、反対 20、棄権 11 で可決された。しかし、タイ修正案とスイス案の関係をめぐり、混乱がみられた。スイス案は修正され、賛成 33、反対 16、棄権 45 で採択された。

しかし、最終全体会議では、メキシコがタイ修正案をめぐり議論を再開した。実効力の問題点が多いとの主張だ。提案は再度採決にかけられ、賛成 67、反対 36、棄権 27 で否決された。次に、米国から新たな提案が出された。タイ案を再修正し、シンビジウム属 *Cymbidium*、デンドロビウム属 *Dendrobium*、ファレノプシス属 *Phalaenopsis*、バンダ属 *Vanda* の交配種に限り、附属書 II の対象外とするものだ。採決の結果、賛成 105、反対 3、棄権 17 で可決された。長時間話し合われたこの議題はいくつかの疑問を残した。締約国は、植物委員会に対してこれら提案の実施を監視し、第 14 回会議で報告するよう指示した (決定 13.98、13.99)。

イチイ属

イチイ属についての提案は中国と米国による共同提案である。ひとつは、*Taxus wallichiana* の注釈の修正であり、化学的派生物を除外しないというものであり、提案は採択された。もうひとつは、附属書 II に *Taxus chinensis*、*T. cuspidata*、*T. fuana*、*T. sumatrana* を含め、種や花粉、最終医薬製品は除外する注釈をつけるものである。この提案も採択されたが、「人工栽培」と表記された小型容器入りの栽培植物は規制の対象外とする修正がついた。

ジンコウ

香木であるジンコウのうち、すでにマラッカジンコウ *Aquilaria malaccensis* が附属書 II に掲載されている。今回のインドネシアの提案は *Gyrinops* spp. と *Aquilaria* spp. を附属書 II に掲載するとい



う内容である。インドネシアは、提案採択時に注釈#1（下記参照）を付け加えると述べた。議論の焦点になったのは、法執行のむずかしさで、特に中東の主要消費国が懸念を表明した。このほか、注釈#1とすると対象範囲が拡大されないかとの疑義が米国から出された。作業部会が設置され、特に施行と法執行について検討した。作業部会は、ラベル表示や種の識別など法執行の強化を目的としたワークショップの開催を支援するよう事務局に指示する決定案を作成し、採択された（決定13.65）。附属書改正の修正案は採択の結果、賛成71、反対9、棄権23で可決された。

注釈#1は「次のものを除くすべての個体の部分および派生物（a）種子、胞子および花粉（花粉塊を含む）、（b）試験管中で固体または液体の培地によって得られた実生または組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの、（c）人工的に繁殖させた植物の切り花」

ラミン

31の締約国が、ラミン *Gonystylus* spp. を附属書IIに掲載するインドネシア提案に対しては31カ国が支持を表明した。インドネシアは、2001年にラミンを附属書IIIに掲載したが、その後もラミンの生育減少や保護区域での違法伐採を懸念している。違法に伐採されたラミンが海外市場に流出しているため、インドネシアは附属書IIに掲載することで、より一層の国際協力を期待するとした。また、種の識別が困難であることから、属での掲載が重要だと強調した。

EUや米国など他の締約国は、国際的に取引されるラミン製品の多くが製品や加工品であることから、すべての部分や派生物も対象とする必要があると強調した。マレーシアは、外見上よく似た種との識別がむずかしいことに懸念を表明した。さらに、マレーシアは、すべての部分や派生物も含めた掲載は、法執行がむずかしく、当面は丸太、挽き材、ベニヤなどに限定して、その間に締約国の法執行能力を強化してはどうかと提案した。し

かし、各国がマレーシアを説得し、マレーシアは最終的に提案を支持した。この結果、提案は全会一致で採択された。インドネシア、マレーシアは、最近3カ国タスクフォース（インドネシア、マレーシア、シンガポール）を立ち上げたことを表明した。これは、ラミンの違法取引の取り締まりやワシントン条約施行の実効性向上など、法執行面の協力強化を狙いとしている。

4. 日本政府の対応

日本の政府代表団は、経済産業省、環境省、水産庁、林野庁、外務省、厚生労働省などで構成され、各議題の対応は担当省庁に任されている。そのため、ジンコウなど、担当省庁がない議題はどこが受け持つか代表団のなかでも混乱がみられた。また、日本は、持続可能な利用について積極的に指示する発言があった。水産庁は、海洋生物の議題は基本的にワシントン条約で検討すべきではないこと、科学的根拠が十分でないこと、などを理由に、ワシントン条約での水産物のモニタリングには反対の立場である。今回議論されたカワゴンドウ *Orcaella brevirostris*、ホオジロザメ提案には反対した。しかし、一方で、日本が積極的な反対をしなかったために、メガネモチノウオやイガイの一種 *Lithophaga lithophaga* については全会一致で採択された。これらは、話し合いのなかで日本が疑義を唱え、日本の動向が全体を左右するかと思われたが、いずれも日本は最終的には反対しなかった。これは水産庁が全体の情勢をみて柔軟に対応したものとして評価できる。

一方、カワゴンドウ、ミンククジラなどの附属書改正提案の採決の際に、秘密投票を求めたのがほとんど日本だったことは、日本が国際社会に対して不信感を抱いていることを暗示しており、奇異な印象を与えたことは否めない。 ■



©Brent Stirton/Getty Images / WWF-UK

マラッカジンコウに芳香を発する樹脂が生成されているかどうか調べているところ。
-パプアニューギニア
ここでは、伐採しないやり方で持続可能な沈香の収穫が試みられている。抽出された樹脂は加工され香料などに使われる。

ラミン材で作られた額縁が売られている。
-インドネシアのジャワ
ラミンは、額縁をはじめ家具や、ビリヤードのキューなどに利用されている。



©WWF-Canon / Stephen J. FLEAY

象牙から見えてくる、日本とアフリカゾウ保護の関係 3

－象牙の国内取引の課題と改善策－

2005年3月14日～18日、ワシントン条約事務局テクニカルミッション（専門調査団）が来日し、象牙流通の日本の国内規制を検証した。その背景には第12回ワシントン条約締約国会議の決定がある。これは、いくつかの条件を満たした場合、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエの在庫象牙計60tの輸出を認めるものである。今回の専門調査団の役割は、日本の国内規制が決議10.10「ゾウの標本の取引」の条件を満たしているか検証することである。専門調査団は2005年6月の常設委員会に今回の視察の結果に関する報告書を提出した。しかし、日本についての結論は記されず、条約事務局と日本政府が継続して検討することになった。

トラフィックイーストアジアジャパンは、専門調査団来日時に面談し、国内規制について以下のような報告と提言をおこなった。

日本の象牙についての国内規制は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）で対応しており、決議10.10を満たしているように見える。しかし、現在の規制と執行では市場に違法なものが混入しても判断できない。規制内容の執行は不十分であり、改善の余地がある。以下に具体的な問題点をまとめた。

問題点

□経済産業省は届出事業者に対して報告徴収を定期的におこなっていない。

種の保存法は、象牙を扱う業者に対して、届け出、台帳の記載を義務づけている。経済産業省は必要に応じて記載台帳の提出を求め、取引内容をモニターする。しかし、種の保存法には報告徴収の時期が定められていない。そのため取引内容のモニターは十分できておらず、届出事業者全体の総在庫量の推移がわからない（表1）。

□届出事業者の資格基準がない。

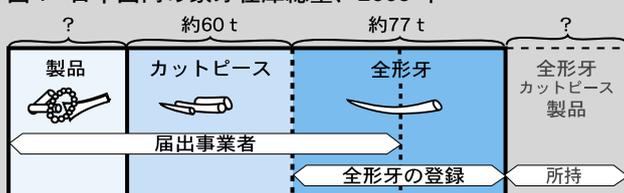
届出事業者が密輸に関与した場合でも、業の届出を取り消さ

表1 届出事業者の在庫総数

報告期日	1997年 7月	1998年 7月	1999年 7月	2000	2001	2002年 3月	2003年 3月
在庫量 (kg)	82,103	75,174	63,799	-	-	61,603	60,396
前年との 差(kg)	-	-6,929	-11,375	-	-	-	-1,207

出典：環境省、1998、経済産業省、2000、2004

図1 日本国内の象牙在庫総量、2003年



れることはない。

□国内の在庫量がはっきりしない。

種の保存法では、象牙を譲渡売買するときだけ登録を義務づけている。しかし、所持するだけでは登録の必要はなく、規制前から所有していたものを新たに登録することはいつでも可能であり、現在登録されている全形象牙の量は、国内の象牙の総量を示していない（図1）。また製品についても不明である。

□各届出事業者の在庫量がわからない。

各届出事業者の在庫量を把握することはできない。届出事業者は台帳の記載を義務づけられているが、これらはコンピューターによる管理がなされていない。標章を申請した場合には、環境省（委託先：自然環境研究センター）のデータベースで標章発行を申告した業者の在庫量の変動がわかるが、標章を申請しなければ変動はない。

□標章の意味と位置づけがあいまいである。

環境省は、適切な経緯で製造された製品に対して製造業者が申請した場合に標章を発行している。ただし、標章の添付は義務ではない。現在店頭では標章が添付されていることは少ない。また、標章があっても販売が成立した時点で添付するなど、小売店での管理は不十分であり、信頼性が低い。

□2004年の改正の執行が不十分である。

2004年、種の保存法は、小売業の事業者届出の対象を、ほんこだけでなくすべての象牙製品を扱う業者に拡大する改正をおこなった。この改正前の届出事業者は約10,000件だったが、改正後は11,300件とのことである。全国の象牙を扱う小売業者に徹底されているとは考えにくい。

□普及啓発が不足している。

日本の消費者や海外からの旅行者は、象牙の国内規制を十分知らない。知っていたとしても、小売店が正規の届出業者かどうかわかるべきがない。

提案

- 種の保存法で、環境省が報告徴収を定期的におこなうよう、改正する。
- 種の保存法に、届出事業者の条件などを追加する。
- 個人が所持する象牙についても登録するよう強く指導する。
- 記載台帳の内容を電子データベース化し、各事業者の在庫量の推移を把握する。
- 標章の添付を強く指導し、申請率を高める。
- 環境省・経済産業省は、業者に対し届出の徹底をはかる。
- 環境省・経済産業省は、届出事業者に対して認定マークを作成、配布し、届出業者かどうか消費者がわかるようにする。
- 届出業者をインターネットで公開するなど、透明性を高める。

トラフィックイーストアジアジャパン
清野比咲子

違 法 取 引

Illegal trade Japan

■ハナムグリの不正輸入 —植物防疫法施行以来初の摘発—

2005年3月15日、警視庁生活環境課は、兵庫県在住の高校生とその父親を植物防疫法違反の疑いで書類送検した。調べによると、父子は2004年12月にフランスの会社からアフリカ産のカタモンオオツノハナムグリ *Goliathus cacicus* の生体10匹（オス5、メス5）を約9万円で購入し、標本（死んだもの）と偽って国際郵便で関西空港から輸入した疑い。このとき、小包の上部には標本、下部には生体を入れ、検疫の目を逃れるような形になっていたという。また、ハナムグリはビニールシートで包まれ、その両端をヒモで縛った状態だった。

輸入後、高校生はオスとメスのつがい計6匹をインターネットオークションに出品して3人に1組ずつ宅急便で送付し販売した。販売総額は11万8,000円であった。残る4匹のうち1匹は死亡したが、3匹は本人が飼育していた。

現在、販売された6匹は買い手が任意放棄し、証拠として押収された。事件の終了後は、これらのハナムグリは害虫として駆除、処分される。

近年、日本では、外国産のクワガタ・カブトムシが年間に105万匹輸入され（植物防疫所、2004）、販売されている。トラフィックイーストアジアジャパンが2004年に発表した「クワガタ・カブトムシ市場調査報告」でも、市場に植物防疫法違反のハナムグリが販売されていることを指摘した。

植物防疫法は輸入時の規制であって、国内販売の規制はない。そのため、店頭販売や通信販売の事実があっても、その違法性を問うことはできなかった。植物防疫所にもこの事実を伝えたが、輸入時点でなければ告発できないとの見解であった。

このように植物防疫法違反とするためには、誰がいつどうやって生きた昆虫を持ち込んだかを特定しなければ摘発できない。今回の事件は、警視庁の努力によって輸

入違反とする証拠が確保できた貴重なケースといえる。輸入者が特定できたこと、ハナムグリが生きていたこと、などで違法性を問うことができた。

今回の事件は、個人輸入で小規模の売買であったが、トラフィックの調査当時ペットショップで販売されていた事実からみても、持ち込んではいけない種とわかって販売している悪質な業者もいると思われる。

しかし、植物防疫法での昆虫の規制には限界があり、2005年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で規制されることが望ましい。飼育用の昆虫が外国から持ち込まれて外来生物の問題が懸念される現在、植物防疫法が輸入の監視に役立つことを期待したい。

押収されたカタモンオオツノハナムグリ



ハナムグリやカナブンは、コガネムシ科のハナムグリ亜科やテナガコガネ亜科に属する昆虫である。

植物防疫法とは

1950年に施行された植物防疫法は、植物を輸出入時に検疫して、植物に有害な動植物を駆除し、蔓延を防止し、農業生産の安全と助長を図ることを目的としている（第1条）。有害な動物とは、昆虫・ダニ・線虫など、有用な植物を害するものと定義している（第2条3項）。それ以外には有害かどうかの判断が必要で、検疫有害動物とみなされる。カブトムシ・クワガタムシは種ごとに検疫有害動物かどうかを判断する。有害と判断された場合は輸入が禁止される（第7条1項）。

罰則は、検疫有害動物を輸入した場合や、検疫有害動物かどうかの検査を受けなかった場合は、3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる（第39条）。

なお、ハナムグリについては有害虫と判断され、輸入が禁止されている。

■象牙の印材密輸で有罪判決

沖縄県豊見城警察署生活保安課は、2005年1月14日に、ワシントン条約で国際的な商業取引が規制されている象牙を密輸しようとしたとして中華民国国籍の女性2人を逮捕した。

2人は台湾中正国際空港から那覇空港に到着した際、手荷物等や体にまきつけるなどして象牙の印材1,738本を隠し、それらを申告せずに入国しようとしたところを、那覇空港税関支署職員によって発見され、関税法違反等

（第111条2項、1項、刑法第60条）の容疑で逮捕された。

その後4月27日に那覇地裁は、主犯であった1人に懲役1年、執行猶予3年の有罪判決を言い渡した。

（沖縄タイムス、2005年4月28日ほか）

持ち込もうとした印材はすでに加工され、名前を彫り込めば完成する状態になっていたという。持ち込んだあと、どこへ売るつもりだったのかは不明だが、そのまま小売店に販売できる形状であった。

■第3回国際自然保護連合 (IUCN)* 総会 - 人と自然 - ひとつしかない地球

IUCN の第3回総会が、2004年11月17日～25日にタイのバンコクで開催された。IUCN 総会は4年に一度開催され、地球規模の環境問題が話し合われる世界最大級のフォーラムである。参加した世界各国の政府や研究者、NGO など約4,000人は、遺伝子組み替え問題や海洋保全を含むさまざまな議題について話し合い、100件以上の決議を採択した。

そのなかで、野生動植物の取引についても話し合いがおこなわれ、総会では以下のような決議が採択された。

決議 3.076 「ASEAN およびメコン川流域諸国における違法で持続可能でない取引について」は、アジア地域での野生動物取引の問題について法執行の強化など積極的な行動をとることが決議された。

また、決議 3.011 「自然保護、人間・動物の健康と安全の関係について強調すること」では、近年問題になっている BSE、SARS などが人間と動物の関係に起因していることから、動植物の利用にかかわる人間の健康への潜在的な危険に注意を払うよう情報交換することなどが確認された。

さらに、決議 3.073 「薬用植物の保全」は、薬用の植物についてのガイドラインを支持することが採択された。

トラフィックは今会期中にワークショップ「アジアの野生動植物の将来」を開催した。参加者は、アジア規模で野生動物の取引改善に取り組むべきであり、知識と資金を結集して自然に有害な取引を阻止する必要があることに賛同した。なお、この会議で IUCN の 2005-2008 年計画が採択された (<http://www.iucn.org/ourwork/ppet/> を参照)。

*IUCN : 1948年に設立され、81カ国、114の政府機関、800のNGO、181カ国から約10,000人の研究者などから成り立つ。IUCNの目的は、生物の多様性を維持し、自然資源の利用が適切で持続可能であるよう支援することである。本部はスイスのグランにあり、62カ国に事務所とスタッフが駐在している。

IUCN が発表した地球環境に関するデータ

- ・2004年 IUCN レッドリストによると、15,589の動植物が絶滅の危機に直面している。
- ・アジアの300種以上の鳥類は、森林伐採や農地化で危機的状況にさらされている。
- ・貧困生活者は、自然資源に生活収入の50%以上を依存し、自然資源にもっとも頼っている人々である。
- ・アジアは世界の人口の半分以上を有し、世界の貧困生活者の3分の2を占めている。
- ・世界のサンゴの58%は危機的状況にある。

■自然資源の管理における「予防原則」とはなにか考える

中間報告書「生物多様性の保全と自然資源の管理における予防原則」発表

近年、地球温暖化の自然への影響、化学物質の人体への影響など、人々の関心が高い環境問題の多くは、科学的な証拠が不確実なことを前提として話し合いが進んでいる。

1992年のリオ宣言第15原則は、「環境を防御するため、各国はその能力に応じて予防的方策を広く講じなければならない。重大あるいは取り返しのつかない損害のおそれがあるところでは、十分な科学的確実性がないことを環境悪化を防ぐ費用対効果の高い対策を引き延ばす理由にはならない」と、予防原則の重要性を明らかにした。また、生物多様性条約(1992)の前文には、「生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、そのようなおそれを回避または最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではない」とある。さらに、ワシントン条約では決議9.24付則4「予防措置」のなかで、「附属書改正を考慮するにあたり、種の状態に関してあるいは取引が種の保護に与える影響に関して不確実な要素があった場合、締約国はその種の保護にとって最善を期して行動する」とある。

しかし、いま直面している難問は、「利用が環境に与える影響について科学的に証明できないときに、現実的にどのような対応をするか」である。これにはさまざまな考え方がある。生物多様性へのリスクと人間の生活のスタイルを変更していくこととどうやってバランスをとるのだろうか。

この現実的な問題を解決するため、1996年 IUCN 総会は、予防原則について検討することを決めた。以降、トラフィックは IUCN など他の NGO と共同で、予防原則プロジェクトを実施している (<http://www.pprinciple.net/> を参照)。これまでにワークショップを開催したり、事例を収集したりして課題を分析してきた。このたび、中間報告書「生物多様性の保全と自然資源の管理における予防原則」が発表された。

今後も広く意見を集めて、予防原則の具体的な内容について検討していく予定である。



©WWF-Canon / Cat HOLLOWAY

©Brent Stirton/Getty Images / WWF-UK

メールマガジンの 配信ははじめました。

これまで20年続いてきたトラフィックイーストアジアジャパンのニュースレターですが、今号よりウェブ上で自由に閲覧できるようになりました。それにともない、ニュースレター発行のお知らせをはじめ、さまざまなニュースをお届けするメールマガジンの配信を始めました。

<http://www.trafficj.org/magazine>

※登録は e-mail アドレスのみ。

クマの特別サイト 「人とクマとクマノイと」始動

近年の人間とクマをとりまく様々な問題や熊の胆（クマノイ）の取引に焦点をあてた特別サイトができました。

国内ではクマノイが規制を受けない状態で取引されています。トラフィックでは、クマノイの取引に関する適切な管理が必要であると提言しています。

<http://www.trafficj.org/kuma>



TRAFFIC NETWORK

- TRAFFIC International
 - ▲ TRAFFIC regional office
 - other TRAFFIC office
- (2005年2月現在)

What is TRAFFIC?

トラフィックは、野生生物の取引をモニタリングする世界的なネットワークを持つ NGO です。

トラフィックは、ワシントン条約が発効したのを受け翌1976年に、IUCN（国際自然保護連合）とWWF（世界自然保護基金）の共同事業として設立されました。以来、そのネットワークは世界中に広がり、今では22カ国（2003年11月現在）に拠点を構えています。ワシントン条約事務局やIUCN、WWF、他の多くの団体と連携しながら、取引によって野生生物の存続がおびやかされないような社会をめざして、活動を続けています。

トラフィックイーストアジアジャパンは、トラフィックネットワークの日本事務所として、またWWFジャパン（財団法人世界自然保護基金ジャパン、会長・大内照之）の野生生物取引調査部門として、1982年から活動しています。日本は漢方薬や食品、ペットや装飾品など、さまざまな形で野生生物の取引をおこなっている、世界でも有数の野生生物消費国です。その中には明らかに違法なもの、あるいは法が未整備で野放しになっているものも少なくありません。私たちは客観的な調査と分析によって、そのような取引に目を光らせ、関係省庁などへ報告・提言を続けています。

トラフィック イーストアジア ジャパン・ニュースレター

Vol.21 No.1（通巻56号）2005年7月31日発行

発行所 トラフィック イーストアジア ジャパン

〒105-0014 東京都港区芝3丁目1番14号

日本生命赤羽橋ビル6階

Tel : 03-3769-1716 Fax : 03-3769-1304

e-mail : traffic@trafficj.org

URL（トラフィックイーストアジアジャパン）：<http://www.trafficj.org>

（トラフィックネットワーク）：<http://www.traffic.org>

※ニュースレターの定期購読の受付は終了しています。

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

TRAFFIC

is a joint programme of



IUCN
The World Conservation Union